

○島根県警察の職員宿舎の管理に関する訓令

(平成31年2月28日島根県警察訓令第5号)

島根県警察の職員宿舎の管理に関する訓令（昭和45年島根県警察訓令第5号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察の職員宿舎の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 次に掲げる者をいう。

ア 警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官のうち島根県警察に勤務する者

イ 島根県地方警察職員定員条例（昭和32年島根県条例第14号）第2条に規定する職員

(2) 宿舎 警察が警察業務の円滑な運営をする目的で職員の居住の用に供するため設置する家屋、工作物及びこれらに附帯する設備並びにこれらの用に供する土地（駐在所及び国有財産を除く。）をいう。

(3) 自動車保管場所 宿舎のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第1号に規定する自動車の同条第3号に規定する保管場所として宿舎に居住する職員に使用させる部分をいう。

(宿舎の管理事務)

第3条 警務部厚生課長は、宿舎の管理運用を総括するとともに、宿舎及び自動車保管場所の貸付料に関する事務を行うものとする。

2 警務部会計課長は、宿舎の整備及び維持管理を総括するものとする。

3 宿舎管理者は、警察本部の宿舎にあつては警務部厚生課長を、警察署の宿舎にあつては警察署長をもって充て、次に掲げる事務を行うものとする。ただし、第1号の事務は、警察本部の宿舎にあつては、警務部会計課長が行うものとする。

(1) 宿舎の整備及び維持管理に関すること。

(2) 宿舎の貸与を受ける者（別に定める者を除く。）の指定及び承認に関すること。

(3) 宿舎及び自動車保管場所の貸付料の収入に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、宿舎の管理に関し必要な事務

(宿舎の種類)

第4条 宿舎の種類は、次のとおりとする。

(1) 無料宿舎 職務を遂行するために指定の場所に居住しなければならない職員の居住の用に供する宿舎のうち、別に定めるところにより貸付料を徴収しないものをいう。

(2) 第1種有料宿舎 職務を遂行するために指定の場所に居住しなければならない職員の居住の用に供する宿舎のうち、別に定めるところにより貸付料を徴収するものをいう。

(3) 第2種有料宿舎 前2号に掲げる宿舎以外の宿舎をいう。

(入居資格)

第5条 職員でない者は、宿舎の貸与を受けることができない。ただし、警察の事務又は事業の円滑な運営を図るため宿舎に居住させる必要があると警察本部長（以下「本部長」という。）が認める者については、この限りでない。

(宿舎の貸与の承認)

第6条 第2種有料宿舎の貸与を受けようとする者は、宿舎貸与申請書（様式第1号）を宿舎管理者に提出しなければならない。この場合において、警察本部の職員及び警察本部の宿舎の貸与を受けようとする警察署の職員は、所属長を経由して提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、人事異動に伴い宿舎の貸与を受ける場合は、宿舎貸与申請書の提出は要しないものとする。

3 宿舎管理者は、宿舎貸与申請書の提出があった場合は、別に定めるところにより本部長が認める場合を除き、貸与を受けようとする者の職務の内容、住宅の困窮度その他事情を勘案して承認するものとする。

(自動車保管場所の貸与の承認)

第7条 前条第3項の承認を受けた者は、自動車保管場所の貸与の申請をすることができる。

2 前項の規定により自動車保管場所の貸与を受けようとする者は、自動車保管場所貸与（変更）申請書（様式第2号）を宿舎管理者に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、提出は、前条第1項後段の規定を準用する。

3 宿舎管理者は、自動車保管場所の貸与申請があった場合は、自動車保管場所の空き状況、当該申請に係る自動車等を確認して承認するものとする。

4 宿舎管理者は、前項の承認をしたときは、当該自動車保管場所貸与（変更）申請書の写しの自動車保管場所貸与（変更）承認書欄に承認印を押印の上、交付するものとする。

(宿舎の入居の届出)

第8条 第6条第3項の規定により宿舎の貸与の承認を受けた者は、入居した日から起算して7日以内に宿舎入居届（様式第3号）を宿舎管理者を経由して本部長に提出しなければならない。この場合において、提出は、第6条第1項後段の規定を準用する。

2 宿舎管理者は、前項の提出を受けたときは、速やかに処理しなければならない。

(宿舎貸付料)

第9条 第1種有料宿舎及び第2種有料宿舎の貸付料（以下「宿舎貸付料」という。）は、月額によるものとし、その額は別に定める基準に従い決定した額とする。

2 宿舎貸付料の徴収は、次によるものとする。

- (1) 宿舎貸付料は、宿舎入居届に記載した入居の日を起算日として算定し徴収する。
- (2) 月の途中で宿舎の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の宿舎貸付料は、日割りにより算定した額とする。
- (3) 宿舎貸付料は、毎月職員の給料の支給日にその前月分を宿舎の貸与を受けた者の給料から控除することにより徴収するものとする。ただし、これにより難しい場合は、毎月本部長が発行する納入通知書により納付させるものとする。

(自動車保管場所の使用に関する届出)

第10条 第7条第3項の規定により自動車保管場所の承認を受けた者は、使用を開始した日から起算して7日以内に自動車保管場所使用届(様式第4号)を宿舎管理者を経由して本部長へ提出しなければならない。この場合において、提出は、第6条第1項後段の規定を準用する。

2 自動車保管場所の承認を受けた者がその区画に保管する自動車又は自動車の登録番号を変更した場合は、自動車保管場所貸与(変更)申請書を宿舎管理者へ提出しなければならない。この場合において、提出は、第6条第1項後段の規定を準用する。

3 宿舎管理者は、前項の提出を受けたときは、当該自動車保管場所貸与(変更)申請書の写しの自動車保管場所貸与(変更)承認書欄に承認印を押印の上、交付するものとする。

(自動車保管場所の貸付料)

第11条 自動車保管場所の貸付料は、月額によるものとし、その額は別に定める基準に従い決定した額とする。

2 自動車保管場所の貸付料の徴収は、次によるものとする。

- (1) 前条第1項の自動車保管場所使用届に記載した使用の日を起算日として算定し徴収する。
- (2) 月の途中で自動車保管場所の使用を開始し、又は中止した場合におけるその月分の自動車保管場所の貸付料は、日割りにより算定した額とする。
- (3) 自動車保管場所の貸付料は、毎月職員の給料の支給日にその前月分を自動車保管場所の貸与を受けた者の給料から控除することにより徴収するものとする。ただし、これにより難しい場合は、毎月本部長が発行する納入通知書により納付させるものとする。

(宿舎及び自動車保管場所の貸付料の免除)

第12条 第9条及び前条の規定にかかわらず、警部以上の階級にある警察官については、宿舎及び自動車保管場所の貸付料を免除する。ただし、自動車保管場所の貸付料の免除については、1区画に限るものとする。

2 宿舎及び自動車保管場所の貸付料の免除を受けようとする者は、入居した日又は使用開始の日から起算して7日以内に、宿舎及び自動車保管場所の貸付料の免除に関する(変更)申請書(様式第5号)を宿舎管理者を経由して本部長に提出しなけ

ればならない。この場合において、提出は、第6条第1項後段の規定を準用する。

3 宿舎及び自動車保管場所の貸付料の免除に関する申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに宿舎及び自動車保管場所の貸付料の免除に関する（変更）申請書を宿舎管理者を経由して本部長に提出しなければならない。この場合において、提出は、第6条第1項後段の規定を準用する。

4 宿舎管理者は、前2項の提出を受けたときは、速やかに処理しなければならない。
（使用上の義務）

第13条 宿舎の貸与を受けた者及び第17条第3項の規定の適用を受ける同居者（以下「被貸与者」という。）は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。

2 被貸与者は、貸与を受けた宿舎の全部又は一部を他人に貸し付け、又は自己の居住の用以外の用に供してはならない。

3 被貸与者は、貸与を受けた宿舎について増築、改築、模様替えその他の工事を行ってはならない。ただし、本部長の承認を受けたときは、この限りでない。

（賠償等の義務）

第14条 被貸与者は、貸与を受けた宿舎が滅失し、又は損傷したときは、速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 被貸与者は、自己の責めに帰すべき理由により、宿舎を滅失し、又は損傷したときは、宿舎を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、被貸与者の故意又は重大な過失によらない火災により、宿舎が滅失し、又は損傷した場合は、本部長は、その債務の全部又は一部を免除することができる。

（修繕の申込み）

第15条 被貸与者は、貸与を受けた宿舎の修繕を必要とするときは、別に定めるところにより修繕を申し込むものとする。

（費用の負担）

第16条 宿舎の管理上必要と認められる修繕、模様替え、増築又は改築に要する費用は、県が負担する。

2 次に掲げる費用は、被貸与者の負担とする。ただし、第2号から第4号までの費用のうち被貸与者に負担させることが適当でないと本部長が認めるものについては、県が負担するものとする。

(1) 電気、ガス、水道及び電話の使用料

(2) 汚物及びごみの処理に要する費用

(3) 宿舎に係る修繕で別に定める費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、宿舎の使用上被貸与者が通常負担すべきものと認められる費用

（宿舎の明渡し等）

第17条 宿舎の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当することとなった場合は、その者（その者が第2号の規定に該当するに至ったときは、その者と同居していた者）

はその該当することとなった日から起算して10日以内に宿舎退去届（様式第6号）を宿舎管理者を経由し本部長に提出するとともに、当該宿舎を明け渡さなければならない。この場合において、提出は、第6条第1項後段の規定を準用する。

- (1) 職員でなくなったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 転任その他これに類する理由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - (4) 当該宿舎を廃止又は入居を中止する必要性が生じたため、退居を要求されたとき。
- 2 宿舎管理者は、前項の届出を受けたときは、速やかに処理しなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、特別な事由がある場合は、本部長の承認を受けて、その該当することとなった日から本部長の指定する期間引き続いて当該宿舎を使用することができるものとする。
 - 4 宿舎の貸与を受けた者が自己の都合により退去する事由が生じたときは、宿舎を明け渡す1か月前までに、所属長を経由して宿舎管理者に申し出なければならない。

（自動車保管場所の使用中止）

第18条 第7条第3項の承認を受けた者が前条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その者（その者が同項第2号に該当するに至ったときは、その者と同居していた者）は、その該当することとなった日から起算して10日以内に、自動車保管場所使用中止届（様式第7号）を宿舎管理者を経由して本部長へ提出するとともに、当該自動車保管場所を明け渡さなければならない。この場合において、提出は、第6条第1項後段の規定を準用する。

- 2 宿舎管理者は、前項の届出を受けたときは、速やかに処理しなければならない。
- 3 前条第3項の承認を受けた者は、その該当することとなった日から本部長の指定する期間引き続いて当該自動車保管場所を使用することができるものとする。

（退去延期の場合の貸付料）

第19条 第17条第3項の規定により引き続き宿舎を使用することを承認された者に係る宿舎貸付料及び自動車保管場所の貸付料（自動車保管場所の貸与を受けた者に限る。）の額は、別に定めるものとする。

（宿舎の明渡し命令）

第20条 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を指定して当該宿舎の明渡しを命ずることができる。

- (1) 第13条又は第14条の規定に違反したとき。
- (2) 宿舎貸付料を3月分以上滞納しているとき。
- (3) 不正の行為により宿舎の貸与を受けたとき。

（明渡しに伴う原状回復義務）

第21条 被貸与者は、当該宿舎を明け渡すときは、原状に回復し、本部長が指定する者による退去時の検査を受けなければならない。

（宿舎台帳）

第22条 警務部厚生課長は、宿舍の状況を明らかにするため、宿舍台帳（様式第8号）を備え、常に整備しておかなければならない。

2 宿舍管理者は、宿舍台帳の副本を備えなければならない。

（市町村に対する宿舍等の貸与）

第23条 本部長は、第5条の規定にかかわらず、県内に定住を希望する者、県、市町村その他公共的団体が実施する産業体験に参加する者又は災害に対応するために派遣された者（以下「定住希望者等」という。）を受け入れる市町村に対して宿舍を貸与し、並びに当該市町村がこれらを定住希望者等に転貸することを承認することができる。

2 宿舍のうち次に掲げるものについては、前項の貸与及び転貸を承認しないものとする。

- (1) 警察共済組合への償還を終えないもの
- (2) 同じ棟の他の宿舍について職員が貸与を受けているもの
- (3) 今後の職員の入居に支障が生ずるもの

3 第1項の貸与及び転貸に関し必要な事項は、別に定める。

（島根県職員等に対する宿舍等の貸与）

第24条 本部長は、第5条の規定にかかわらず、島根県職員定数条例（昭和28年島根県条例第4号）第2条に規定する職員及び県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）第2条に規定する県立学校の教育職員、事務職員、技術職員その他の職員に対して宿舍を貸与することを承認することができる。

2 前項の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和2年1月15日島根県警察訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年2月7日から施行する。

（経過措置）

1 この訓令の施行の際現に宿舍に入居し、及び自動車保管場所を使用している者のうち警部の階級にある警察官の宿舍及び自動車保管場所の貸付料については、令和2年3月11日までの間は、この訓令による改正後の島根県警察の職員宿舍の管理に関する訓令第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式 〔略〕